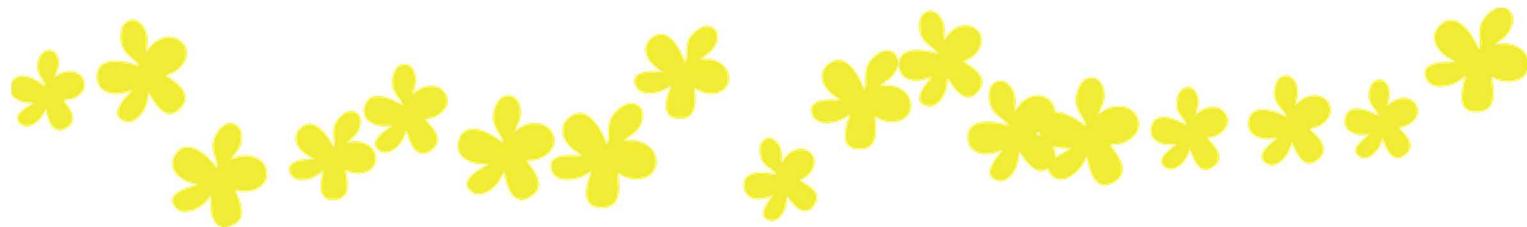


平成27年度保健師中央会議 事例発表

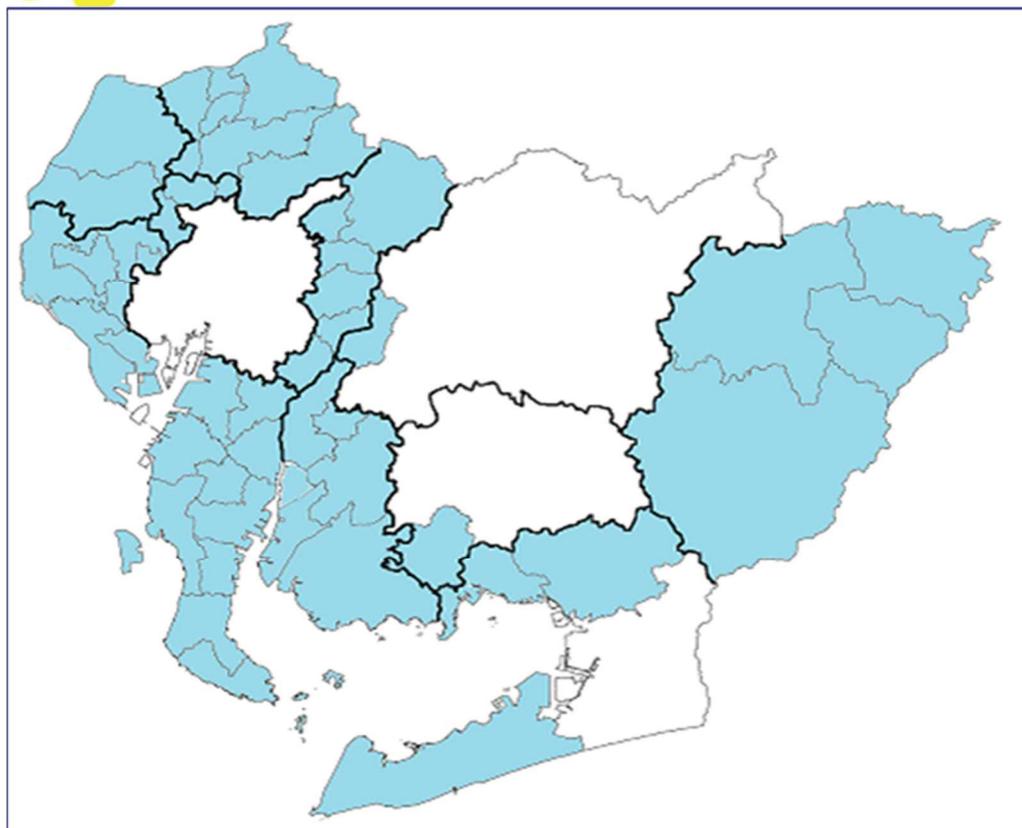
# 関係機関との連携による妊娠期からの支援

～ 妊娠届出書の統一に向けた取り組みから ～

愛知県健康福祉部児童家庭課 中根 恵美子



# 1 愛知県における母子保健の状況

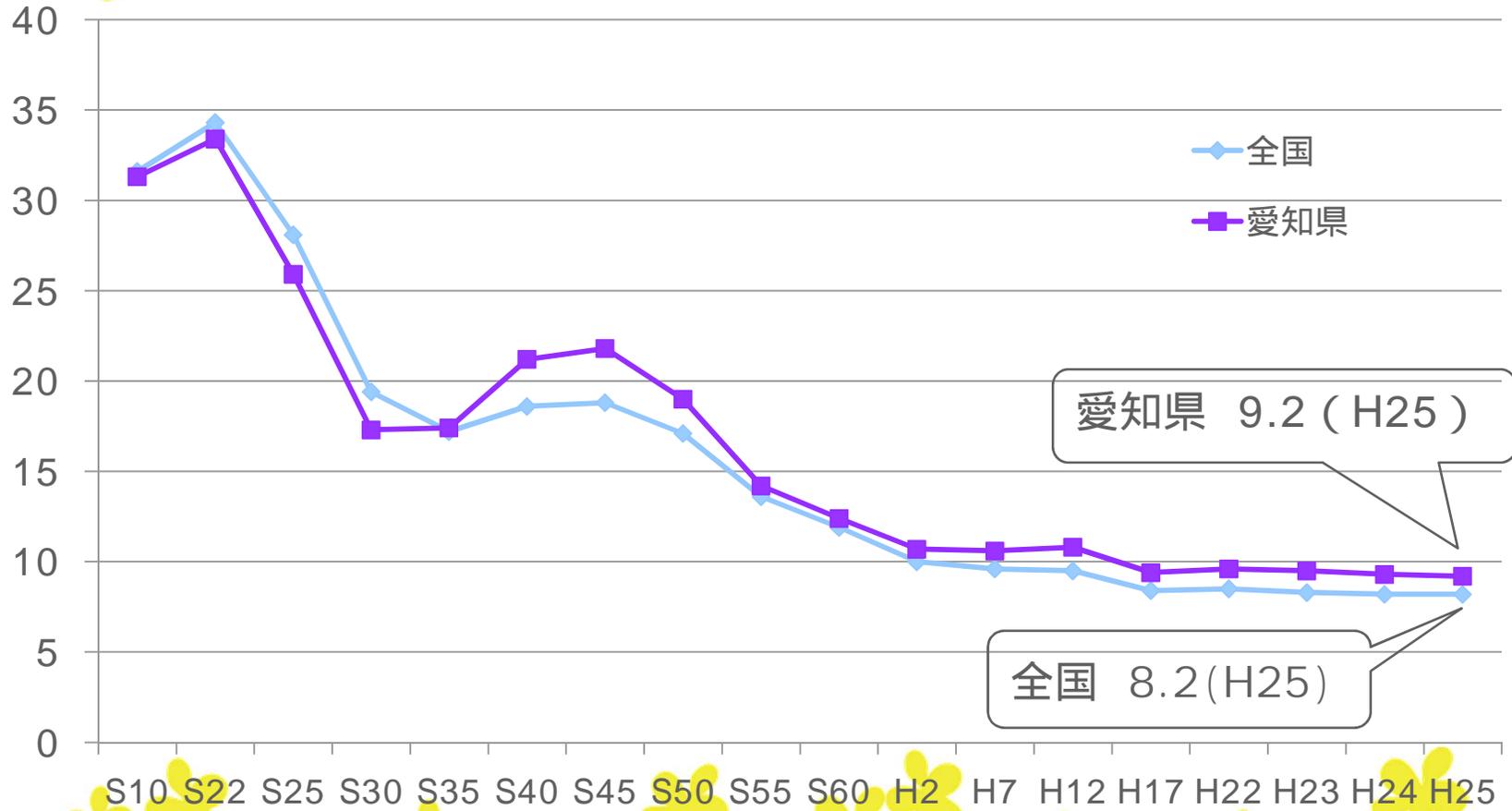


白色：政令市・中核市

市町村数：54  
政令市：1  
中核市：3  
人口：7,425,952人  
(全国第4位)  
県型保健所数：12  
医療圏：12  
出生数：66,825人  
出生率：9.2  
(全国 8.2)  
合計特殊出生率：1.47  
(全国 1.43)



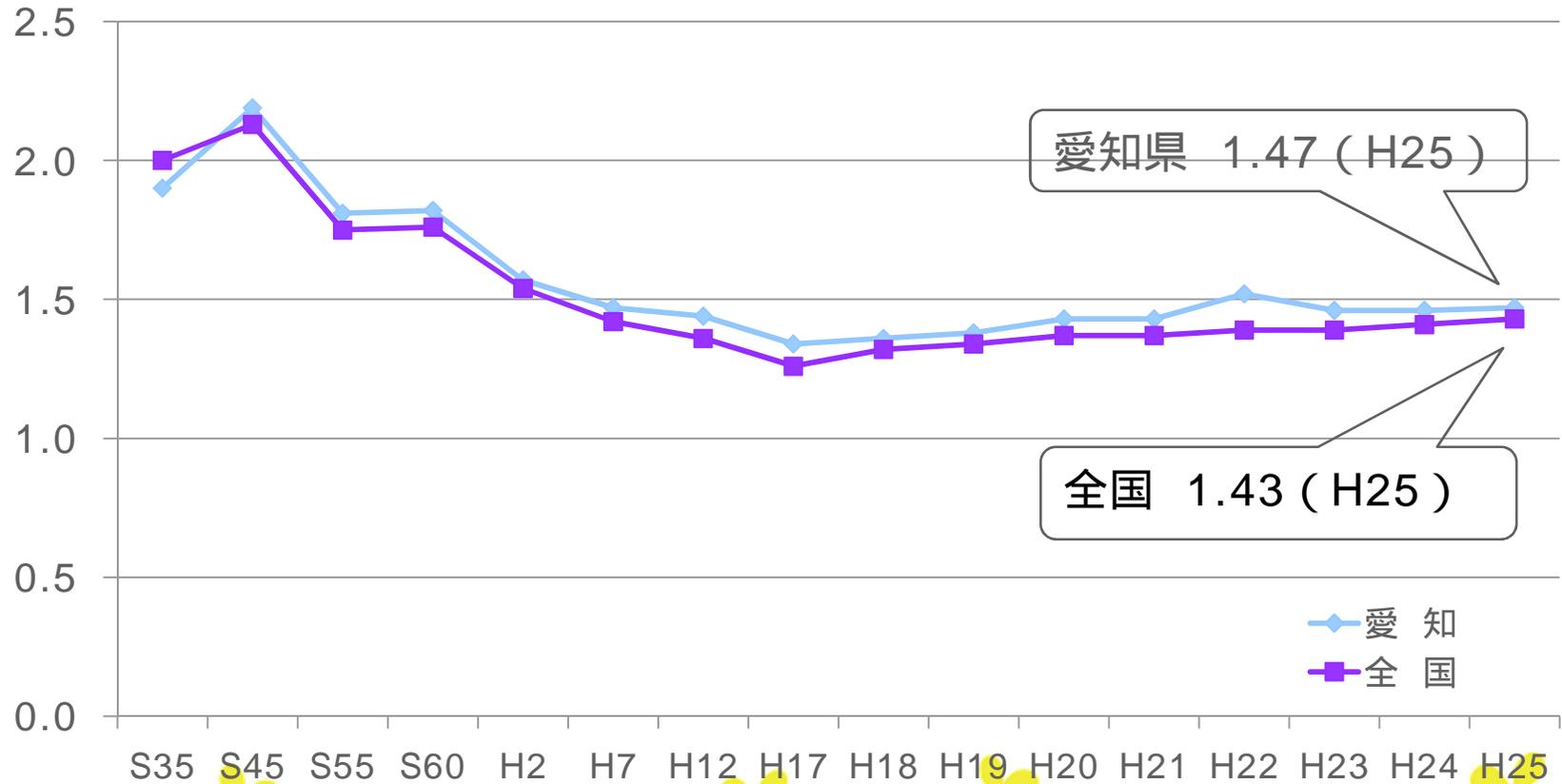
# 出生率の推移



出典：厚生労働省人口動態統計



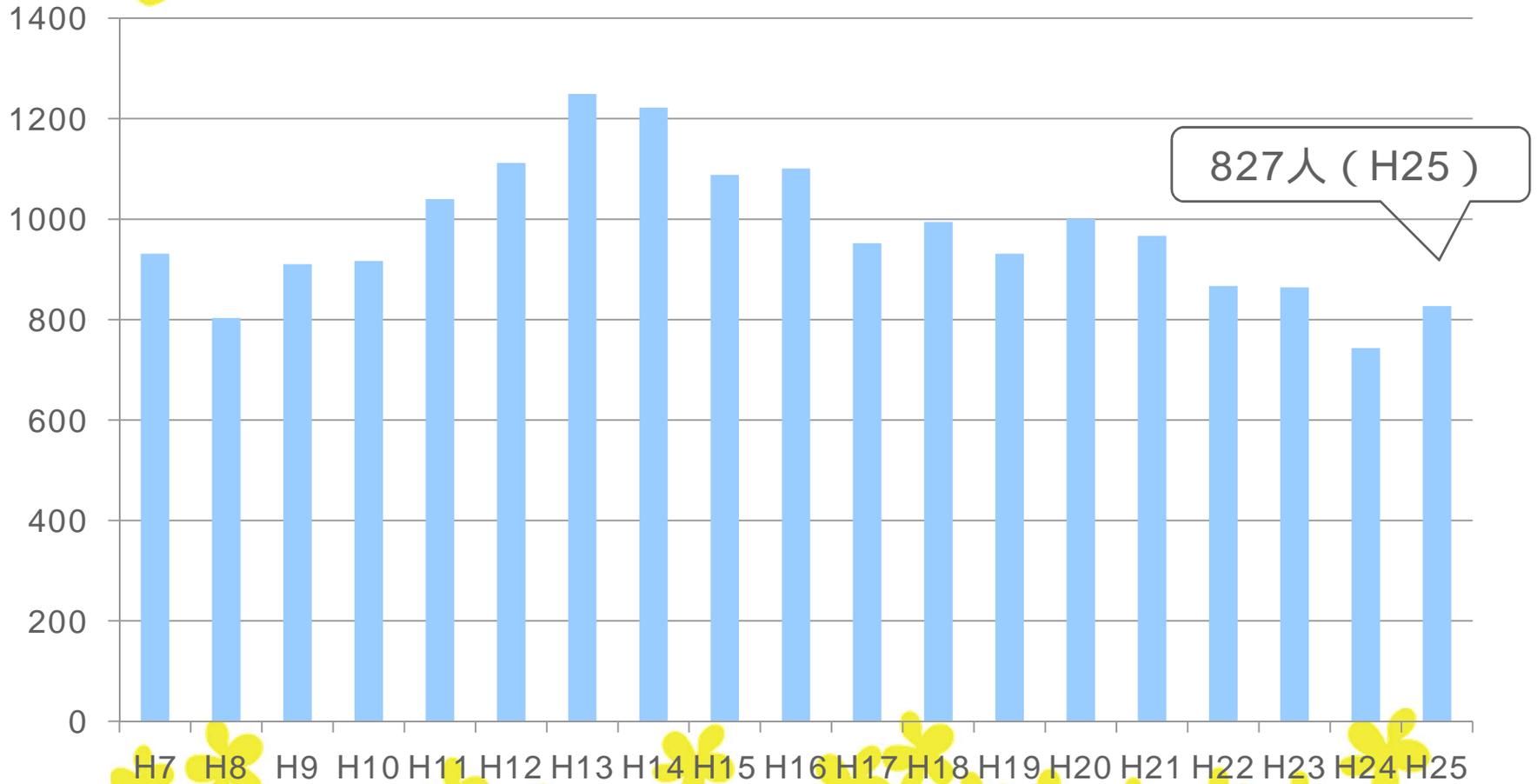
## 合計特殊出生率の推移



出典：愛知県の人口動態統計



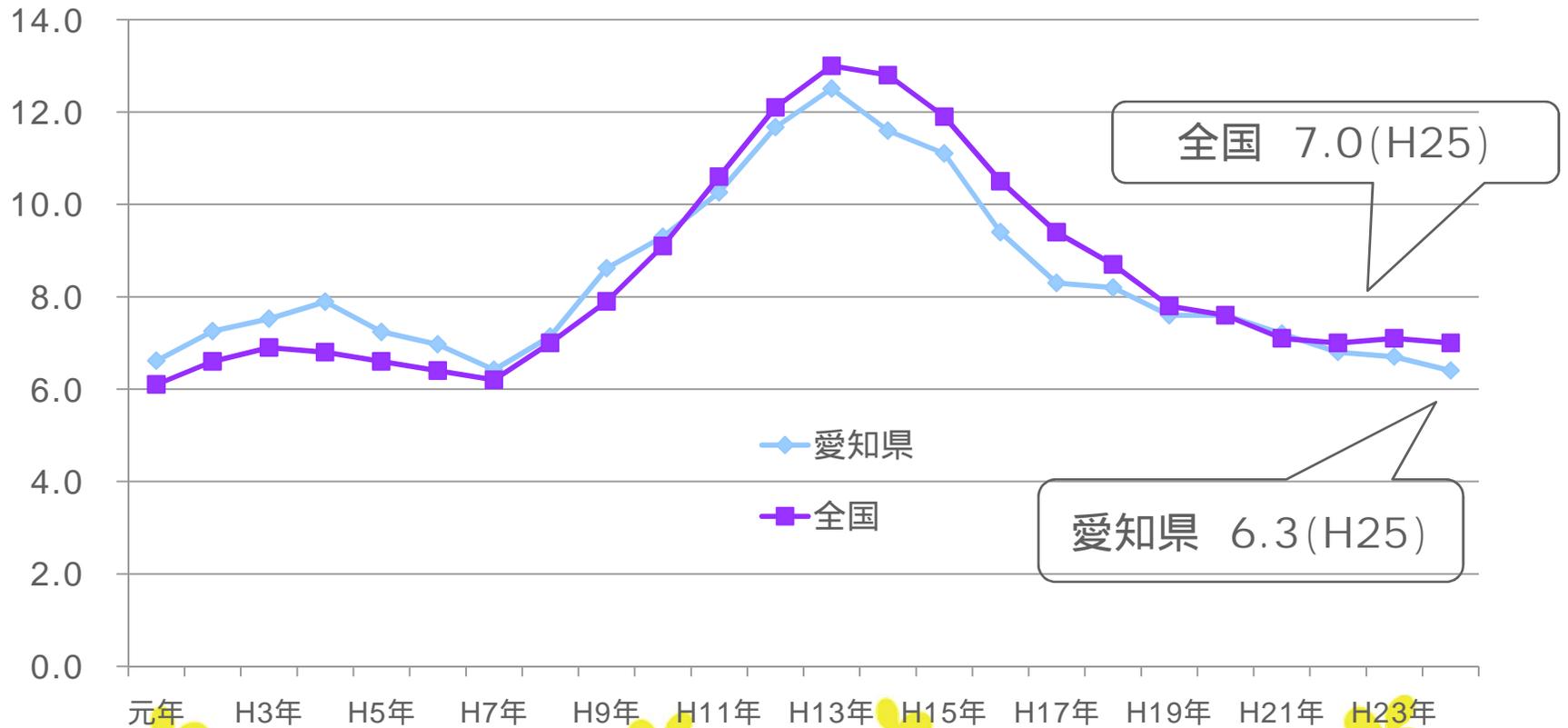
## 10代の出産数の推移



出典：厚生労働省人口動態統計

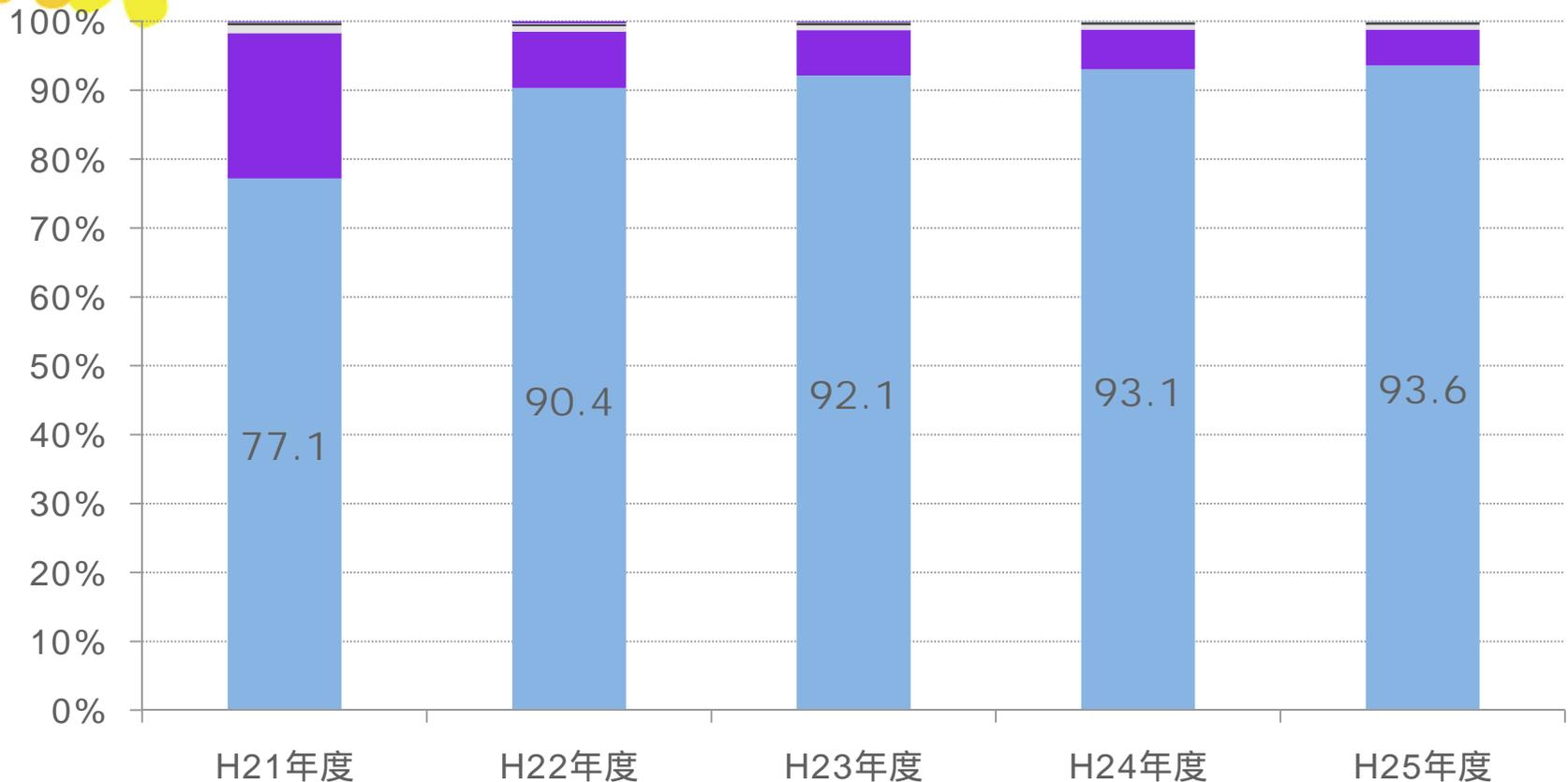


## 10代の人工妊娠中絶率の推移



出典：厚生労働省衛生行政報告例

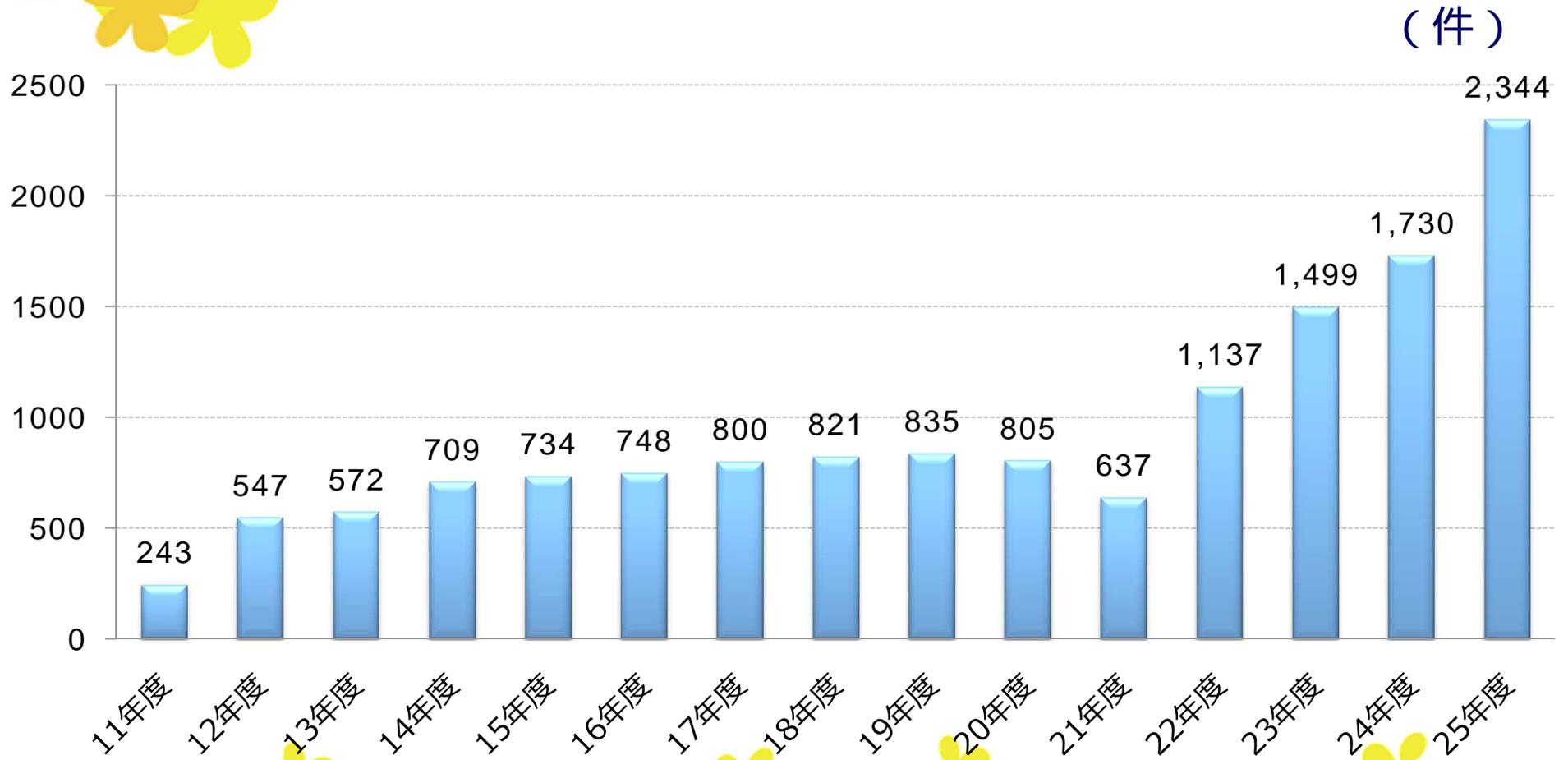
# 愛知県における妊娠届出週数（名古屋市を除く）



■ 満11週以内 ■ 12~19週 ■ 20~27週 ■ 28週~分娩 ■ 分娩後 ■ 不詳  
出典：母子保健報告



## 虐待相談対応件数の年次推移



出典：福祉行政報告例



## 2 妊娠届出書の統一までの道のり

### 【背景】

#### 市町村間で支援が必要な人への対応のバラつき

- ...多くの市町村で妊娠届出時に保健師の面接やアンケートを実施しているが、ごく一部で保健師のいない窓口で事務的に母子健康手帳が交付されていることも
- ...妊娠届出書の様式に市町村が独自に工夫し項目を追加  
産婦人科医師が記入しており、煩雑さも否めない

#### 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- ...0日・0 か月児の割合が高い。その要因として望まない妊娠も
  - ...「妊娠期からの支援に、さらに力をいれなくてはならない」との思いを関係機関と共有
- 



## 妊娠届出時は相談支援のきっかけとして重要

... 市町村においては母子保健事業を通じて、ほとんどの妊婦や乳幼児のいる家庭と出会うことができる

... 行政における妊婦との最初の出会いを大切にしたい

支援が必要な家庭を早期に把握し、妊娠中や出産後早期から支援できるような仕組みづくりが必要



妊娠届出時の対応を検討 様式統一へ

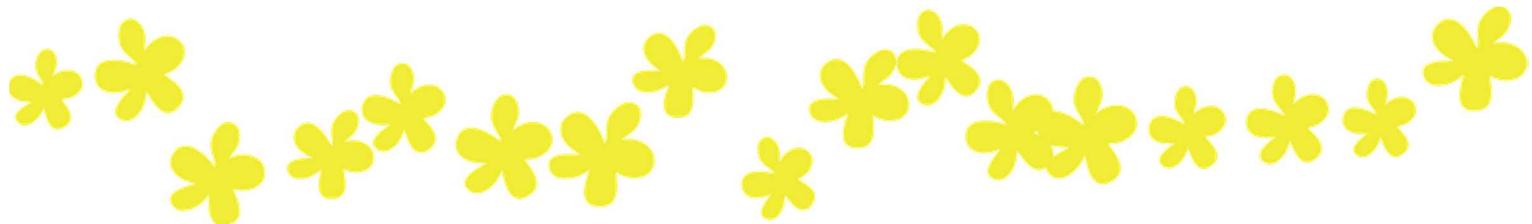


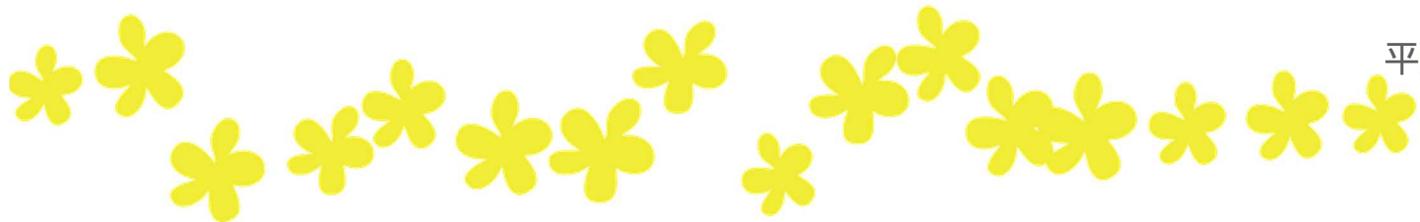
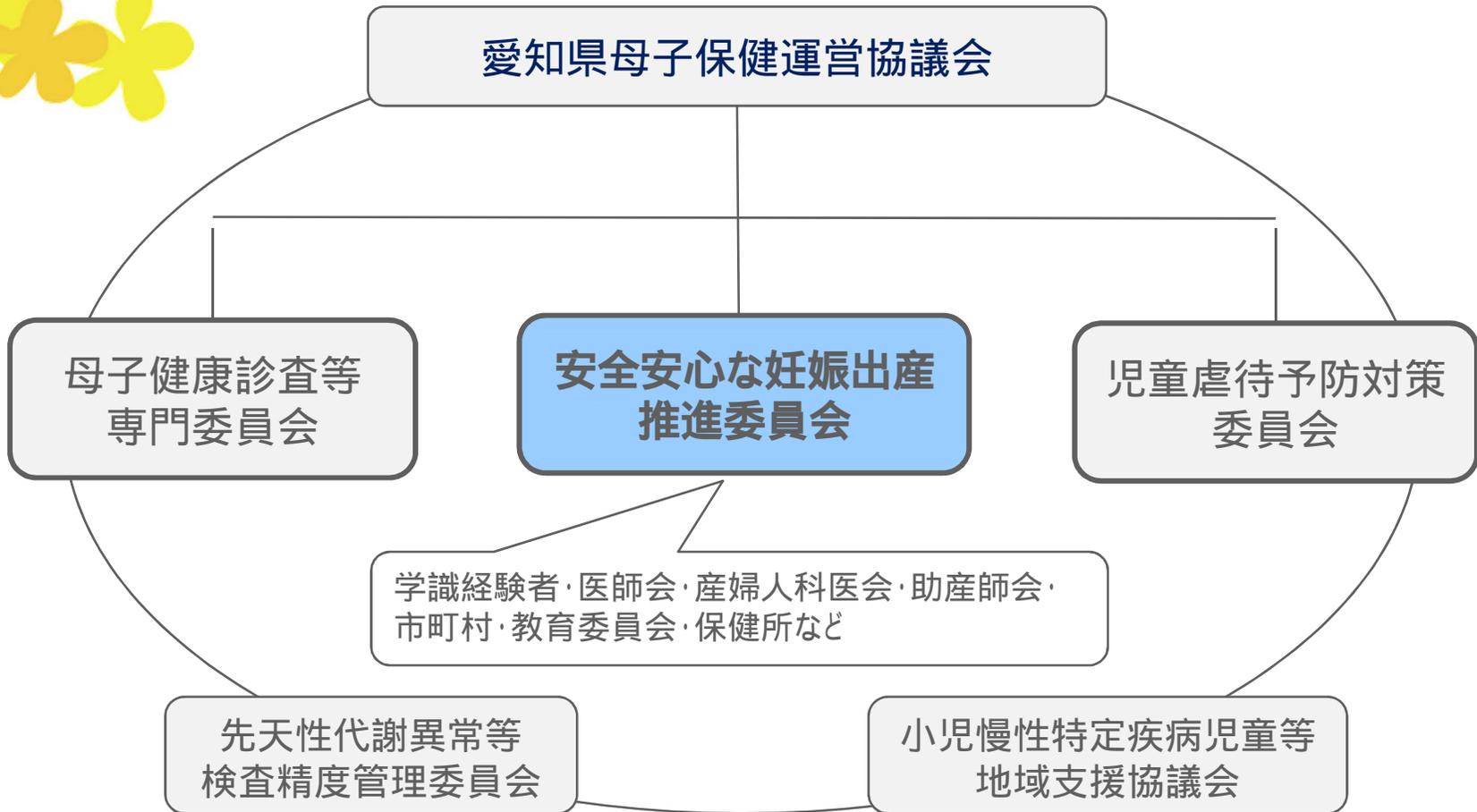


## 【取り組みの経緯】

### 検討の場 「安心安全な妊娠出産推進委員会」を活用

- ...安心安全な妊娠・出産に向けた母子保健対策の推進を目的に平成21年12月に県が設置
- ...委員会において、妊娠届出書の統一について意見あり。作成にあたっては、困りごとを抱えた妊婦への早期支援につながるような様式を検討できたらよいのではとの意見があった。





平成27年度

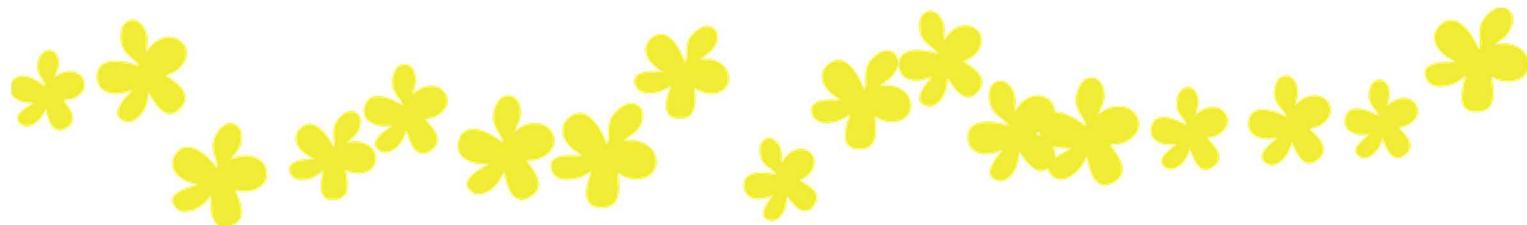


## 様式の検討

アンケート方式ではなく、妊娠届出書自体に項目を追加

…母子保健法施行規則で定められた項目に加え、愛知県独自に妊婦の気持ちや困りごとなどを確認する項目を追加

県内市町村に対し、現時点で把握できている項目について調査を実施





モデル地区にて新たな項目を盛り込んだ妊娠届出書を試行

試行結果をもとに、妊娠届出書(案)を作成し、市町村に意見聴取

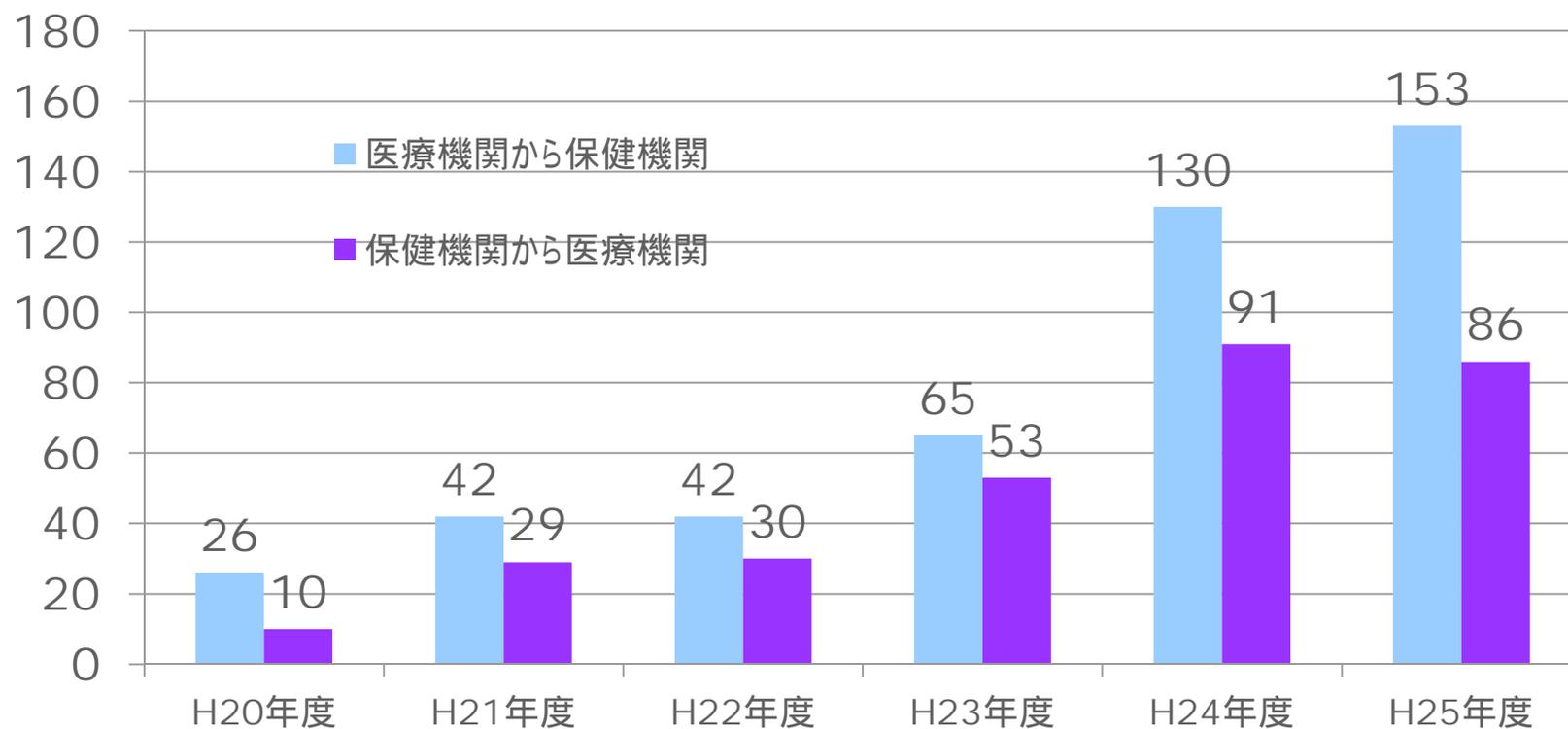


全ての市町村において統一様式を使用（H24.4から）



### 3 妊娠届出書を統一した効果

#### 産婦人科医療機関との連携促進



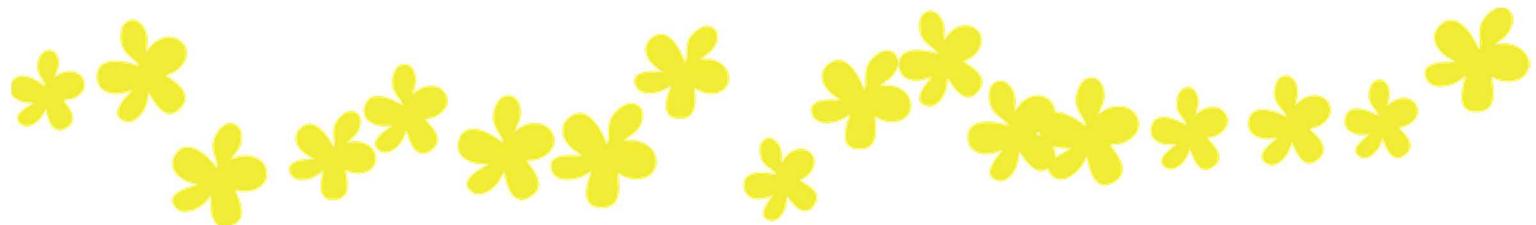
## 効果 1

支援が必要だと判断しても、妊娠中や出産直後から関わりを持つことは難しいこともあるが、医師や助産師から紹介してもらうことでスムーズな支援につながる。

### 《連携内容》

医療機関からの連絡で知的障害がある妊婦の妊婦健診時に保健師が同席し医師から紹介してもらい、妊娠期から母に関わり出産後も家庭訪問等で母子を支援している。

出産後5日目に医療機関から気になる産婦として保健師へ連絡が入り、病院で母と面接。一緒に助産師から指導を受け、退院後の支援がスムーズにできた。



## 効果2

保健機関と連携しなければならぬ妊婦が明確になった。(医療関係者より)

## 効果3

市町村ごとに妊娠届出書が異なると産婦人科では煩雑さから協力の限界があるが、統一たことで、県内に住むどの妊婦にも同じ妊娠届出書が使用できることから協力が得やすくなった。

## 産婦人科医療機関の対応

診察の待合時間に妊婦に妊娠届出書を記載してもらい、診察時に医師が確認したり、助産師が、丁寧に聞き取りを行い、支援の必要な妊婦について保健機関へ連絡している。

支援が必要な妊婦は、妊婦健診時、特に丁寧に対応し、必要時、保健機関へ連絡をしている。

支援が必要な妊婦で健診の予定日に来院しなかった場合、保健機関と連携を図っている。

## 効果 4

妊娠届出書を統一する前は、市町村ごとに医療機関と連携しており点と点の連携であったが、妊娠届出書が統一されたことで、関係者の視点を統一することができ、保健所が中心となって、広域的な顔の見える関係づくりや地域の課題解決のための取組みを進めている。

## 効果 5

支援の必要な妊婦を明確にした結果、県内全ての市町村において一定の水準で把握が可能となるとともに保健師の面接技術の向上につながった。（聞きにくいことも、もれなく聞けるようになった。）

## 効果 6

市町村における事業評価に活用することができる。

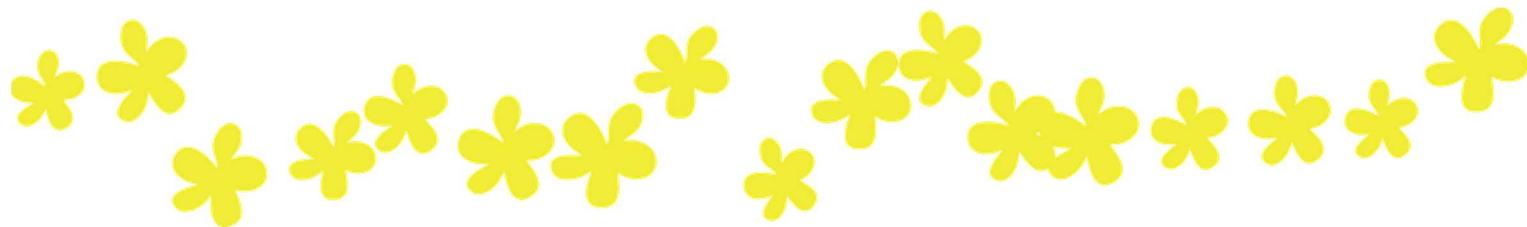


## 4 おわりに

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援について、母子保健部門のみでなく関係機関との連携・協働が求められている。

妊娠届出書は、困りごとを抱えた妊婦とその家族に対し早期支援を行うためのツールとなる。

医療機関と保健機関において、困りごとを抱えた妊婦とその家族の共通認識が図られやすくなる。

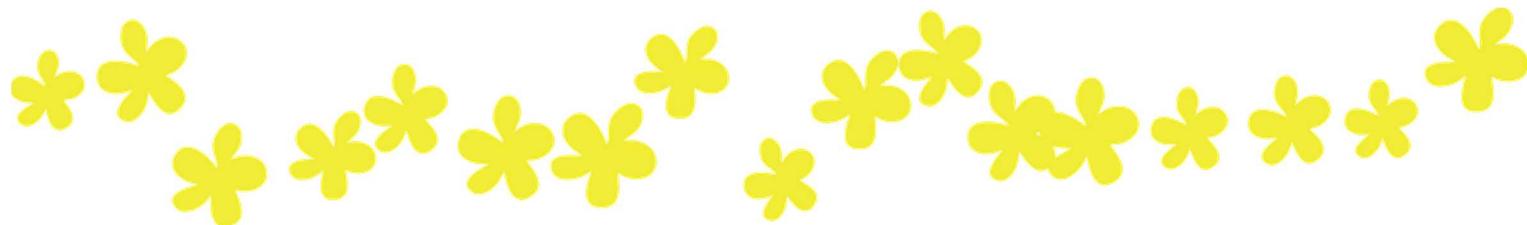




妊娠届出書を活用した面接等により様々な視点から情報を収集し、総合的なアセスメントに基づき、妊娠中または出産後早期の支援を行うことで、虐待予防にもつながっていく。

保健師等支援者のアセスメント能力や援助技術の向上、マンパワーや予算の確保も必要となる。

今後も、保健所を中心に、研修会、事例検討会や連携強化会議などを実施するとともに、市町村とともに、より一層の母子保健対策の推進に努めていきたい。





ご静聴ありがとうございました

